

弘前市第三セクターの運営に関する基本指針

(目的)

第1条 この指針は、法令等に定めがあるもののほか、市における第三セクターの運営に関する基本指針を定めることにより、第三セクターの健全な運営と活性化を図り、もって市の行政施策の効率的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

(対象法人)

第2条 この指針において第三セクターとは、市が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人で市が25%以上出資等しているものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、次に掲げる事項に留意し、第三セクターに対して指導、助言、要請又は協議（以下「指導等」という。）を行うものとする。なお、指導等に当たっては、第三セクターは独立した法人格を有する団体であることから、その業務や財政の責任は第三セクター自身が負わなければならないものであり、市の指導等により第三セクターの業務や財政の責任を市も分担するとの誤解を与えないように留意するものとする。

- (1) 運営 第三セクターに対し、設立の趣旨の再確認、民間手法の運営方式の導入、組織の簡素効率化、役職員の適正化等について常に見直しの視点に立った運営を行うよう指導等を行うものとする。
- (2) 合併・統合 設立目的や事業内容が類似・同種の第三セクターが存在する場合は、合併・統合を検討するものとする。
- (3) 廃止・縮小 次に掲げる第三セクターについては、廃止・縮小を検討するものとする。
 - ア 設立目的が達成された第三セクター及び設立目的の達成見込みがなくなった第三セクター
 - イ 経営状況が悪化し、将来の経営状況の改善が見込まれない第三セクター
 - ウ 設立当時と比較して経営環境が変化し、事業を推進する必要性が乏しくなった第三セクター
 - エ 設立当時と比較して経営環境が変化し、公共的な役割が乏しくなった第三セクター
 - オ 事業が民間団体と競合するようになった第三セクター

(第三セクター評価委員会による点検評価等)

第4条 市は、民間有識者等からなる弘前市第三セクター評価委員会を設置し、第三セクターの経営状況及び業務執行状況等に関する点検評価を行い、並びに当該第三セクターの設置目的・経営環境などを勘案した法人のあり方等について意見を求めることができる。

- 2 前項の点検評価を行った場合には、市は、その結果に基づき、第三セクターに対して必要な指導等を行うものとする。

(運営状況の概要の公表)

第5条 市は、第三セクターの運営状況の概要について、毎年度公表するものとする。

附 則

この指針は、平成20年3月14日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年3月11日から施行する。